

こども家庭センター充実に伴う健康推進課の移転について

こども家庭センター充実に伴う健康推進課の移転について、下記のとおり報告します。

記

1 経過

(1) こども家庭センターの設置

令和4年6月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、従前の子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）が一体となる「こども家庭センター」を設置することが努力義務とされました。

これを受け、本市では、令和6年4月から子育て支援課内に「こども家庭センター」を設置し、それまで子育て支援課内に設置していた子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の機能を同センターが引継ぎ、健康推進課内に設置している子育て世代包括支援センター（母子保健）との一体的な支援体制を構築し、情報交換等の連携を図り、業務を進めてきました。

(2) 児童福祉と母子保健の連携強化

同センターの業務については、上記のとおり進めてきましたが、児童福祉機能と母子保健機能は同一施設内に置くことが推奨されていることから、一層の連携強化のため、令和8年4月から、健康推進課が所管する母子保健機能をこども家庭センターに移転することとしたので報告します。

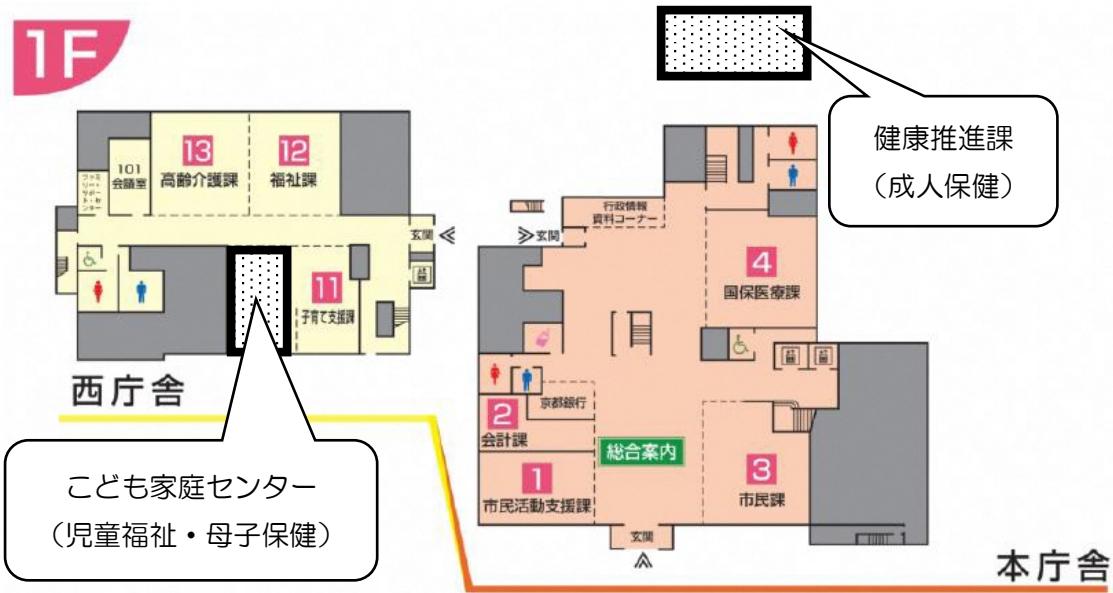
また、健康推進課が所管する成人保健機能についても、効率的な業務執行のため、本庁敷地内に移転することとします。

2 今後の予定

令和8年3月上旬～中旬 本庁内配置関連工事

下旬 引っ越し作業

3 配置図



4 その他

乳幼児健診等については、従前どおり保健センターで実施します。